

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第

卷九十二第

行發日一月十年四和昭

論叢

百貨店稅論

法學博士 神戶 正雄

我國^{に於ける}生命保險業の首唱

文學博士 三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士 米田庄太郎

時論

地租の改正を論ず

經濟學博士 沙見 三郎

說苑

景氣變動と日本資本主義の發生

經濟學士 谷口 吉彦

預金通貨の造出^{に關する}通説と新説

經濟學士 小川福太郎

明治政府の貸附金

經濟學士 吉川 秀造

雜錄

獨逸農業の現状

經濟學士 八木芳之助

「獨立財源」の意義に就て

經濟學士 中川與之助

經濟統計^{に關する}國際條約に就て

經濟學士 有井 治

禁漁制度について

經濟學士 岡本 清造

近着外國經濟雜誌主要論題

預金通貨の造出に關する通説と新説

小川 福太郎

一 總 說

貨幣經濟の發展して信用經濟時代に入れる今日の經濟社會に於て、銀行業の占むる地位・其の演ずる役割が益々重要にして大なるものとなつて來てゐることは、茲に改めて説くまでもないことであり、更に亦銀行業の内部に於ける分業の發達に伴ひ種々なる方面に對する金融機關として活動の分野を異にするそれらの銀行が存在してゐるが、其中樞が商業銀行であることは争はれないことである。しかも今日の商業銀行に於ては、其の預金は主として當座預金であつて、之れを有する者は預金額に對して何時にても必要な際小切手を振出す權利を持つて居り、其の小切手が鑄貨・紙幣・銀行券と同様に支拂手段として用ひられる——之れがために預金通貨なる名稱が與へられてゐる（預金通貨は當座預金額を指すか、それに基いて振出される小切手額に限るかは、議論があるが）——殊に巨額の支拂には多く小切手を用ひるのであるから、取引を大いに簡便迅速ならしめることが出来る。

右述べたるところのみでも當座預金の營む働きは大であるが、更に今日の商業銀行に於ては、此の當座預金は、預金者が直接預入れる現金より成ることが少く、多くは貸付又は割引の手取金

額を預金として振替記帳されたるものより兎に角一應成立するといふ事實がある。即ち此の過程に依て銀行と貸付又は割引の依頼者(以下、單に顧客といふ)とは相互に債權と債務とを持つこととなるが、斯くして振替へられたる當座預金に對しても顧客は勿論小切手を振出し得る。故に之れがために當座預金の營む働きは益々大なるものと成つてゐるといふことが出来る。

そこで右の如き過程を見て、今日の商業銀行は、預金者が直接預入れる現金を以て貸出をするに止らず、主としては寧ろ逆に貸出をして預金を作り出すのである——或は信用を創造する(クレジット)のである。しかも斯くして作り出し得る預金通貨は預入れられた一定額の現金の數倍乃至十倍に及び得るといふことが、内外の多くの論者によつて唱へられて通説となつてゐる。

然るに最近、右の如き通説に反對して、商業銀行は貸出を行つて預金を作り出すといふことは出来ないといふ論者が現はれて來たのである。特に其の急先鋒が英國五大預金銀行の一たるウエストミンスター銀行の頭取であるので英國の金融論壇に一大波瀾を生ぜしめたのであつた。金融學者として有名なるウイザースの如きは、之れに對して反駁を試み其の二十年來の主張を固守してゐる(之れに類した論争は最近我國に於ても又佛國に於ても行はれてゐる)。然し尙それと其に之等の論争に先立つて此問題に關する研究が、就中米國のフイリツプスに依て行はれてゐるといふことを注意せねばならない。後者は一個の銀行の立場に於て見る場合と全體の銀行を包括的に見る場合とを區別して、預金通貨を作り出し得る限度に就ては、二つの場合の間に著しき差違あることを論じてゐるものであつて、之れと大體同様なる主張は最近我が深井英五氏の述べられ

* 信用の創造といふと其解釋に誤解を生ずる虞れがあるが、其點は今問題とせず。

1) Walter Leaf (今は故人)

2) 銀行論叢第十一卷三號及び大阪銀行通信錄第三百七十四號參照。

3) R. Wolff, Note sur la système monétaire français, 1927. に對する P.

てゐるところである。

此の問題は、前述の如く商業銀行の占むる地位・其の演ずる役割に關し、又従つて中央銀行の通貨政策乃至は金融の統制や景氣と信用の如き問題と密接なる交渉を持つ點に於て、重大なる問題なることを知り得るのであるが、本稿に於ては、此の預金通貨の造出に關する之等の諸説中、特に從來の通説に就て批評することを主眼とし、之れに加へて、リーフ及びウイザースの所説を窺ひ、私の考ふるところが何れの説にあるかを明にしたいと思ふ。

二 通説と其批評

先づ從來の通説を見るに大抵の論者は、商業銀行は貸出をなすことに依て預金を一定額の現金（それが銀行の受入れた預金であるか、銀行の所有するものであるかに依て、倍數を異にするが）の數倍乃至十倍迄も作り出し得る、といふを常とする。それは我國に於ける銀行論や金融に關する書物の中に多く見られるものであるが、其の説明の明瞭にして且つ準備率との關係をも示されたものとして、橋爪氏の所説を擧げることが出来る。氏は「銀行による預金貨幣造出に就て」次の如く述べられる。⁵⁾

「今日銀行は二つの方法によつて、貸付割引を行ふことが出来る。一つは百人の人から受け入れた現金——例へば十萬圓の内、一萬圓を現金引出に對する準備金として手許に留保し、残り九萬圓を現金を以つて貸付ける方法である。この際、銀行の貸借表は（資本金積立金等を問題外と

Caubou (Journal des économistes, mars 1928).

- 4) 例へば飯島樞司 金融經濟講義 pp. 38-41.
高橋龜吉 金融の基礎智識 pp. 173-174.
- 5) 橋爪明男 貨幣理論 pp. 72-73.

すれば)、次に示す如く資産の部に現金一萬圓と貸付九萬圓、負債の部に預金十萬圓となる。

資		負	
現金	10,000	預金	100,000
貸付	90,000		

今一つは、預つた現金十萬圓全部を準備金として、その上に九十萬圓の貸付割引を行ひ、それを貸付割引依頼人の預金口に振り替へる方法である。この際銀行の貸借表は次の如くなる。

資		負	
現金	100,000	預金	100,000
貸出	900,000	預金	900,000

二つの場合共に、預金に對する現金準備金は十對一の割合であり、銀行の安全程度は——他の點に變りなければ、同じであるが、貸出額に就ては九萬圓と九十萬圓との相違がある。又前の場合には、貸出そのものによつて、何等預金は發生しないが、後には、九十萬圓の預金は銀行の貸出によつて始めて發生したのである……」

我々は此の二つの表を對照して、いかにも準備率は共に十對一即ち十パーセントになつてゐることを知る。だから此の銀行が右二つの方法の中の何れを採つても安全程度が同じであるといはれるのであるが、然し此の銀行は準備率を減少せずに後の方法を、果して躊躇なく採用し得るであらうか。先づ、貸出をして振替へられたる九十萬圓の預金なるものは、此の銀行（A銀行と假

定する)に其儘留つてゐるであらうか、といふ疑問が起る。何となれば此の九十萬圓の預金なるものは貸出に依て現はれて來たのであるから、顧客は(それが一人なると多數なるを問はず)資金の必要があつて貸出を要求したものに相違ない。然るに之れを其儘残して置くといふことは、貸出額に對しては高利を支拂ふ必要があり、一方の當座預金には無利子か極く僅かの利子しか付かないといふことを考へても、豫想し難いことである。だから銀行が貸付額に對する一定割合の殘高を残して置くべきことを顧客に要求せざる限り、恐らく間もなく或は長からぬ時日の間に全額に對して小切手を振出すに相違ない。今假りに、顧客は現金を引出さない即ち振出した小切手を他人に對する支拂に用ひるとし、他人も受取つた小切手を此の銀行に持參して現金を引出さないものとする(顧客或は小切手受取人が現金を引出せば、準備金は忽ち減少する)。従つて小切手の受取人はそれを其の取引銀行の自己の當座預金に振込むであらう。此の取引銀行が若し同じA銀行であるならば、其際はA銀行としては顧客の中の或者から他の者に當座預金が移動したに過ぎないから、安全なる準備率が維持され得る限り、何等危惧すること無きは勿論である。然しA銀行の外にも多數の銀行が存する以上、A銀行は其顧客の小切手が皆自行の顧客の手に入るといふことは期待し得られない、寧ろ其の大部分が他行の顧客の手に入るものとせねばならぬ。然らば結局A銀行は他行から其れ丈の金額を取立てられる——それは普通、手形交換所を經由して中央銀行其他に於けるA銀行の預金(銀行の手許にある現金と共に準備金を構成するもの)の減少となつて來る。然るに先の第二の表に於ては準備金は十萬圓に過ぎない、若し他行の顧客の入

手した小切手金額が合計九十萬圓であれば、準備金は消滅して尙其上に巨額の不足を生ずるであらう。

然らば如何にして此の銀行は、斯かる不足が決して生ぜずしかも十パーセントの準備率を維持する様にすることが出来るか、それがためには九萬圓だけの貸付を行ふより外はない、そして此九萬圓の貸付を當座預金に振替へるとすると、其振替へた際の貸借表は次の如くなるが、

貸		負	
現金	100,000	預金	100,000
貸付	90,000	預金	90,000

然し振替へられた預金九萬圓に對して小切手が間もなく振出されて他行の預金者の手に渡る、従つて預金と現金とは共に九萬圓宛減少して結局貸借表は次の如くなる。

貸		負	
現金	10,000	預金	100,000
貸付	90,000		

之れ即ち第一の方法として示されたものに外ならぬ。故に此の銀行としては十パーセントの準備率を維持せんとすれば九萬圓の貸付しか出来ないのである（但し貸付額に對して一定の残高を殘し置くことを銀行が顧客に要求する場合には、其残高あるがために今少しく多く貸付け得るであらう）。

上述するところに依て、私は通説に對して、一個の銀行が一定の現金を基として其數倍乃至十倍の貸付をなすことに依て、其安全とする準備率（それが必しも十パーセントと定まつてゐないことは勿論であるが、それが又高い準備率ではないことも明かである）を維持するといふことが到底出来ないことを述べ、十パーセントの準備率ならば其一定の現金額より少きか又は大差なき貸付しか出来ないことを示した。

然らば何故に右の如き説が唱へられるに至つたか、其理由とも思はれる事柄を考へて見る。

それは無論、最初に述べたるが如く、今日の商業銀行に於ける當座預金が多くは、貸付又は割引の手取金額（更には銀行の購入する有價證券の代金を預金として振替記帳することに依て現はれる、といふ其の過程に先づ基くことは明かであるが、更に、斯くして振替へられたる當座預金と、預金者が直接に預入れた當座預金とは、同じく當座預金といつても其の性質を異にするといふことを注意して居らぬのではなからうかと考へられる。何となれば、直接預金の方は大體に於て預金者が日々の出納に要するものを預けて置くものである、従つて絶えず出入のあることは勿論であるが、然し銀行に預金として残つてゐるものは日々の出納殘高である、此の殘高は特別の場合（例へば月末或は季節的の需要期といふが如き）を除けば通常甚しい變動は無い、従つて銀行はかゝる直接預金を全部手許に置かなくても日常の經驗に依て、恰も先の第一の方法に於けるが如く九割迄も貸出しても差支へを生じないといふことは考へ得ることである。然るに派生預金の方は既述の如く、臨時に必要となつて來た資金を比較的高利で銀行から借入れて之れを一時預金

に入れたものに過ぎない、若し直接預金の日々の残高で以て此の臨時必要の場合をも過ごし得るならば、少くとも一時は敢て借入の必要はないであらう、それが出来ないから借入をするに解するのが妥當であらう、従つて之れを其儘長く引出すことなく残して置くが如きことは、普通の商工業者であれば爲さないであらう。

三 右の批評の反駁に對する答

右の如き批評をなせば其れに對して或は起るかも知れぬと思はる、反駁を次に豫想して、餘り議論の複雑に亘らぬ範圍内に於て答へを述べて見よう。

其一つは、此の銀行は必しも一度に九十萬圓を貸出さないで徐々に貸出をして行く或は振替へられた預金に對して必しも直ちに全部小切手を振出すものではない、と言はれるかも知れない。

そうであるとしても、此の銀行は其の顧客の振出した五萬圓の小切手が他行の手に渡つたのみでも、預金と準備金とは共に五萬圓宛減する、準備率はこれがために $\frac{10-5}{100-5} = 0.095$ となつてしま

ふであらう。第二には、準備金を以て他行の手に渡つた小切手を支拂ひ得ないとなれば、此の銀行は中央銀行からでも借入れをなして準備率を維持するであらう、と言はれるかも知れない。然し之れは現金即ち準備金の増加することを意味するものであつて、當面の問題外に脱するものである、何となれば茲では、此の銀行が一定の現金を基として其の九倍の貸付を行つても準備率は十パーセントを維持し得る、といふことに就て論じてゐるのである。第三には例へば橋爪氏が

「多數の顧客を有する銀行にあつては、一方に現金を引出し或は小切手を振出す人があれば、他方には現金を預け入れ或は他銀行宛の小切手を持參する人を生じ、ために受取と支拂とは略均衡がとれるけれども、……」と述べられてゐる中の、私が傍點を付した部分の如き反駁があるかも知れない。先づ他方には現金を預入れる者があるならば、それはすぐ前に於て述べたることと同じであつて問題外である。他銀行宛の小切手を持參する場合は、一應は現金の増加と同じであるが、然し之れは手形交換所へ持出さねばならぬ、同時に他行からも此の銀行宛の小切手を持出して來る。だから或程度迄均衡がとれるといふことは無論考へ得られる、假りにA銀行の支拂手形が九十萬圓であり、他の諸銀行のA銀行に對する支拂手形即ちA銀行の持出手形が八十五萬圓ありとすれば、八十五萬圓だけはバランスが取れるわけである、然し五萬圓は不足である。それは既述の如くA銀行の準備率を五パーセント餘り引下げてしまふことに成る。

次にA銀行の持出手形の金額と他の諸銀行のA銀行に對する持出手形の金額とが全く常に一致するといふが如きことは、普通の場合殆んど期待し得られぬことであらう、無論さういふ場合が絶対に起らないといふことは言へないであらう、例へばA銀行と同様に何れの銀行も一齊に同時に貸出をアブノルマルに擴張し續けて行く場合に、さういふことが起るかも知れない。然し實際注意すべきことは之れら凡ての銀行が貸出擴張の基礎たる現金は如何にして獲得され得るかといふことをよく考へる必要があるであらう、私は問題が余り複雑になつて行くことを考へて、此點に關する考察を他日に譲る。

上述の如くバランスが全く取れるといふことは殆んど期待し得られないならば、「なほ時々の事情に依て支拂額が受入額を超過する場合を生ずる」と言はれてゐることが、此の銀行の様に一定の現金を基として九倍の貸付をなすが如き銀行に於ては、寧ろ直ちに起つて來るであらうと思ふのである。

四 リーフの創造否定説とウイザースの見解

私は次に、前述の如き通説に反對して之れを否定したる論者の代表者として前掲リーフと之れに對して反駁せるウイザースとの言ふところを擧げる。

先づリーフの主張の要點は次に引用するところに依て窺はれる。

「銀行なるもの (the banks) は其の一存で通貨を膨脹させる力を持つてゐると臆断せられてゐる。之れを私は斷乎として否認する。……信用の創造は國家の仕事たり得るのみである。……發券銀行は信用の創造者である、預金銀行は信用のデリストリビューターに過ぎない、其の信用は全く其の支配の及ばない力に依て創造せられるのである。……一個の銀行 (a bank) は一人と同様に其の所有せる金額に借用し得る金額を加へたものよりも多く貸すことは出來ない」。

尙、彼れは其著に於て「預金銀行制度に於て、「信用の創造者」と呼び得るものが若しあるならば、それは預金者である、何となれば銀行なるものは其の預金者が銀行に託して置いても良いと考へる金額に依て、其の貸出業務を嚴重に制限せられてゐるからである。斯ういふことが主張せ

7) W. Leaf が Review of Westminster Bank, Nov. 1926 に發表せるものにして、H. Withers, Do Banks Create Credit? (The Commercial and Financial Chronicle, Dec. 11th 1926) の中に引用せる一部分 (pp. 2951-2952.)

られてゐる——銀行 (The Bank 以下同じ) の各の貸付は預金を創造する、銀行が其貸付を増加して行く限り、それだけ銀行の預金は同じ程度で増大する、斯くして銀行なるものは信用を創造するものと認めることが出来る。不幸にして此説は事實と兩立せない。」と述べて其の證明として五大預金銀行を總括したる千九百二十五年上半期週平均總金額表を掲げ、半期間に貸出は約三千萬磅の著増を示してゐるが、此著増は預金の同額の増加を伴はずして寧ろ其の大減少を來してゐることを指摘してゐる。⁸⁾

右の引用に依て彼れの言ふところは結局、銀行はそれが一個の銀行たるを全體の銀行 (The Bank) であるを問はず、他より與へられたる信用 (銀行自身の所有資金を別とすれば) を他に轉ずるだけである、換言すれば預金を先づ得て貸出が出来るのである、通説の如く貸出をして預金を作り出して貸出と預金を平行的に増大せしむることは出来ないといふのである。

私は銀行の所謂信用創造并に其他の點に關するリーフの所説を凡て妥當とは考へない、凡ての銀行を一括して見たる場合に於ても預金を作り出すことが出来ないといふことは極論であらうと思ふ。只彼れが「一個の銀行は一人と同様に其所有せる金額に借用し得る金額を加へたものよりも多く貸すことは出来ない」と言へるものは、文字通りではないが、先づ之れを以て、普通の場合の一個の銀行の經營上の方針として良いものであらうと考へる。

然らばウイザースは之れに對して如何なる反駁を試みたか。彼れが前出のクロニクル誌に於て述べてゐるところは要するに、彼れの著「ミーニング・オブ・マネー」の第五章「貨幣の造出」に於て

8) W. Leaf, Banking (The Home University Library Edition) 1926. p. 102; p. 103.

* A bank cannot, any more than a private individual, lend more than what it owns plus what it can borrow.

詳述してゐるところと變りはなく、其の中に見るものと同じ様なる例を舉げて、リーフの説の當否を檢してゐる。其の例は茲に問題とするところを明かにする上に於て必要と思ふから、次に引用する。

「……リーフ博士は、銀行なるものが貸付をなして預金を増加させ得ることを認めない。彼れは、一個の銀行は其所有する金額に其の借用し得る金額を加へたものよりも多く貸すことは出来ない、と考へてゐる。考へて見よう。私が私の銀行へ行つて、一つの家屋を購ふために二千磅の貸付を求め、すると銀行は私に其金額丈の小切手を振出す権利を與へる、そして私は家屋の賣手に小切手を支拂ふ、賣手も亦私の銀行に預ける、どういふことが起るであらうか。リーフ博士が適正に觀察してゐるが如く此の銀行の貸借對照表は釣合バランはねばならぬ、だからそれは釣合ふであらうが、然しより大きな數字に於てある「此の貸付の起らざりし以前に比べて——譯者註」。何となれば家屋の賣手は私の小切手を彼れの勘定に振込み、此の銀行の預金を二千磅だけ増加させたに違ひない「付註前出同様」、銀行の現金は影響を受けなかつたに違ひない、然し其の預金の二千磅増加は資産の側の顧客に對する貸付の同様なる増加に依て釣合つたに違ひない。此の銀行の現金と其の預金との比率に微細の殆んど無視し得る減少が起るであらう、そして此の比率をブリューデンスが要求する水準に維持することは、銀行なるものが周到なる注意をなすべき事柄である。然し此點に就ての銀行なるもの、ブリューデンスは、貸付をなして預金を増加させる其の力に對する唯一の制限である。」「私が傍點を附した部分に就ては少し後に述べる」

之れを見れば、彼れが周到に説明して居ることが判る、即ち言葉の上には示されてはゐないが、此の銀行が此の貸付をなす際迄に達して居つた或る割合の準備率が、此の小額の貸付をなしたるために結局微細ながら減することを確かに認めてゐるのである。然し準備率を如何なる割合に維持すべきかは銀行のプリューデンスに委ねてゐる、之れに對して我々は豫めいくらの準備率になつてゐたか又それが此の銀行の安全とする程度のものであつたか否かを知り得ないから論議することは出来ない。

彼れは引續いて右の小切手が他の銀行に預入れられた場合に就て述べてゐる。

「然し一個の銀行が或る顧客に貸付をなす時に其結果として生ずる小切手の受取人が同一銀行に預けるといふことは、勿論常に又一般的に起るものではない。通常起ることは一個の銀行が貸付をなすことに依て、他銀行に新なる預金を作るといふことである。上に假定したる例に於て、貸付をする私の銀行がウエストミンスター銀行であり、賣手の銀行がロイド銀行であるとすれば、私の小切手はロイド銀行に振込まれ二千磅はロイド銀行の預金に加はるに相違ない。それと同時に二千磅は手形交換所を通じて英蘭銀行に於けるウエストミンスター銀行の殘高からロイド銀行の殘高に移されたに相違ない。斯くして終局の結果はロイド銀行の貸借對照表の兩側に増加を生じたに違ひない、反之ウエストミンスター銀行に於ける唯一の變化は、英蘭銀行に於ける現金が二千磅減じ、顧客に對する貸付が同額の増加をすることである。ウエストミンスター銀行の預金に對する現金の比率は、少しく低くなり、ロイド銀行のそれは少しく高くなるであらう。然し

「ウエストミンスター銀行のなしたる貸付は、それ自身の預金を何等減少せしめず、〔付註前出同様〕、ロイド銀行の預金を増加したに違ひない」。

私が傍點を付したるところは注意すべき部分であるが、此の場合に於ても彼れはウ銀行の現金が減じ其準備率が少しく減ずることを認めてゐる。先づ準備率に就ては前の場合同様の理由に依て論議することは出来ない、次にウ銀行の現金が二千磅減じたといふことに就ては、或る論者が之れを駁して、それはリーフの言へるところの「一個の銀行は一人と同様に其所有せる金額に其の借用し得る金額を加へたものよりも多く貸すことは出来ない」といふことを打破したることにならない、何となればそれはウ銀行が此の貸付をなす以前から少くともそれ丈の現金を持つてゐたといふことを豫め假定するものである、若し之れだけの金額も持つて居らず且つ他から借入れることが出来なかつたならば、先づ第一に此の貸付をすることが出来なかつたであらう、と述べてゐる。此の駁撃は尤もであると思はれる（只或は、ウイザースは前の同一銀行の場合に於て私が傍點を付したる部分に就て述べてゐるのであると言ふかも知れぬ、といふことが想像されるが）。然しそれと共に注意すべきことは、ウイザースが一個の銀行は貸付をなすことに依て他銀行に新なる預金を作る、即ち後の場合に於てウ銀行のなしたる貸付は其の貸付の起らざりし以前に比べては、何等ウ銀行の預金を減少せしめないが、然しロ銀行の預金を増加したに違ひない、と言へることである。之れは全く其通りである、然し之れに依てウイザースが其主張たる「貸付が預金を作り出す」といへるものは、一個の銀行の立場に於て言へるものではなく寧ろ全體の銀行を

包括して言へるものであるといふことを知り得るのである。彼れの主張の宿るところは此處にあると思はれる。それは彼れが先の引用文に引續いて、「斯くして預金銀行なるものは、それ自らのために或は相互のために貸付をなすことに依て、預金を作り出すことを得、又作り出すことは明かである」と言へることに依ても、更に其著に於て前掲と同じ様なる例を以て説明したる後「故に吾人は最初の結論即ち貴下の千五十磅の借入が其の金額だけ、全體としての(as a whole)銀行の預金を増加せしめたといふことに、立歸るのである」¹⁰⁾と言へることに依ても知ることが出来るのである。

右の如く凡ての銀行全體の立場に於て見るのであるならば、一個の銀行の立場に於て見る場合とを峻別する必要があるであらう。「ミーニング・オブ・マネー」を讀む時、銀行全體の立場に於て述べてゐると見るならば、よく説明されてゐることと思ふが、然し一個の銀行の立場に於ての説明が充分でない様に感ずるのである。此區別を充分明かにしてゐないことは、ウイザースのみならず從來の通説に於ける欠點であるといふことが出来る(註)。

(註) 飯島橋司氏の著書には、其社會に於ける銀行全體の立場に於て見るべきことの但書が後に付せられてゐるが(金融經濟講義四十二頁)、其最初からの説明は明かに一個の銀行に就ての説明である(同書三十八頁―四十頁)。

五 深井氏及びフリーツプスの説の要點

一個の銀行と全體の銀行とを區別して此の所謂信用創造の問題を考察し、先づ「銀行取引の實

際に就きて其の真相を明にして見たいと思ふ」との冒頭の下に深井英五氏は其近著「通貨調節論」に於て極めて要領を得たる説明を與へられてゐる。今氏の説述の中より部分的に要點と思はるゝものを引用すれば次の如くである。

「……………故に貸出を爲す銀行の立場から見れば、貸出によりて起る預金の増加を資源として貸出を爲すと云ふことはあり得ない。貸出によりて出來た預金も平均預金殘高の公算に多少の影響を與へるだらうが、それによる公算上の増加は貸出額を充たす程にならない。……………貸出による預金の増加を見込みて先づ貸出を爲すと云ふが如きは、恐らく堅實なる銀行經營者の思ひも付かぬ所であらう。一銀行の經營上に於ては、預金が先にして貸出が後である。其取引は信用の轉用にして信用の創造とは云ひ難い。」

「然しながら凡ての銀行を一括して見るときは、甲銀行から貸出されたる資金が其銀行の預金として殘らずとも、其大部分は輾々して乙銀行其他何れかの銀行の預金となるであらう。それが小切手使用の習慣ある社會の實狀である。……………乙銀行は預金の増加によりて新たに貸出資源を得る。乙銀行が其資源を以て貸出を爲せば、前記と同じ徑路によりて丙銀行其他何れかの銀行に於て預金の増加を來たす。此順序を幾度も重ねて數多の銀行の貸出と預金とが併行して増進する。凡ての銀行を一括して、廣く社會に對する關係を見れば、銀行は社會に多くの信用を許與し、社會から多くの信用を許與されたることゝなる。」¹¹⁾

私は深井氏の所説を大體に於て妥當なるものと考へる。私の上述の考察に就てはフィリップス

の千九百二十年の著「銀行信用論」中の所説に聽く所が多いのであるが、彼れは一個の銀行の場合と全體の銀行を包括して見たる場合との貸出可能限度を數學的に計算して之れを明瞭ならしめてゐる。之れを簡單に云へば、一個の銀行の場合に於ては、銀行が維持すべき準備率を十パーセントとし且つ貸付額の二十パーセントを殘高として殘し置くべきことを顧客に要求するものとすれば、一定額の直接預金の増加ありたる場合の貸出可能限度は、其一定額の直接預金の約一、一倍に過ぎないが、凡ての銀行を一括して見たる場合に於ては、何れの銀行もその維持すべき準備率并に顧客に殘すことを要求する殘高の割合は何れも前同様とすれば或る銀行に於ける其一定額の直接預金の九倍に當る貸出、その十倍の預金通貨の造出が全體に於て出来ることに成るといふのである（勿論之れは現金が何れの銀行からも引出されないことを前提としてゐるものである）。要するに之れは、從來の通説に於て一個の銀行に於て可能と考へた貸出額が、全體の銀行を一括して見たる場合に於てのみ可能となることを意味するものである。私はフィリップスの所説に就ては尙研究すべき複雑なる問題の存することを認めるが故に之れを別の稿に譲り、以上を以て主として從來の通説の欠點を述べ、且つリーフの所説及びウィザースの見解に於て如何なる點に探るべきところあるかを明かにするに止めたのである。